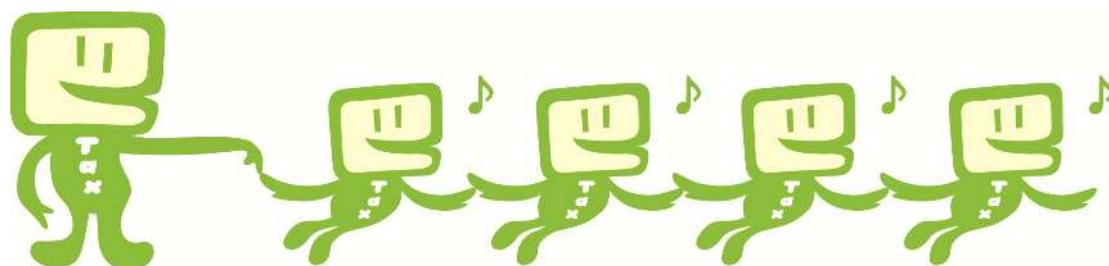


# 令和4年版

## 連結確定申告書 地方法人税確定申告書 個別帰属額等の届出書 等の記載の手引



令和4年10月  
国 税 庁

法人番号 7000012050002

電子帳簿等保存制度を利用することで、  
次のような方法で経理のデジタル化が可能です

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら→

国税庁 電子帳簿保存法

検索



## 目 次

I	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について	1
1	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限	1
2	時価評価法人等の申告書等用紙について	1
3	消費税及び地方消費税について	2
4	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類	2
5	連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類	2
6	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について	4
7	申告に当たっての留意事項	4
II	個別帰属額等の届出書の提出について	5
1	個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限	5
2	個別帰属額等の届出書の添付書類	5
3	連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類	5
4	個別帰属額等の届出書の編てつ順について	6
III	各表の記載の仕方	7
	・ 別表一の二「各連結事業年度の連結所得に係る申告書」	7
	・ 別表三の二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」	19
	・ 別表三の二付表一「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」	21
	・ 別表三の二付表二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」	22
	・ 別表三の二付表三「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」	25
	・ 別表四の二「連結所得の金額の計算に関する明細書」	27
	・ 別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」	28
	・ 別表五の二(一)「連結利益積立金額の計算に関する明細書」	35
	・ 別表五の二(一)付表一「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」	36
	・ 別表五の二(一)付表二「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」	44
	・ 別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	46
	・ 別表五の二(二)付表「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	47
	・ 別表六の二(一)「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」	52
	・ 別表七の二「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」	57

・ 別表七の二付表一「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」	61
・ 別表七の二付表二「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」	64
・ 別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」	66
・ 別表八の二付表「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書」	71
・ 別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」	73
・ 別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」	76
・ 別表十九の二「旧法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書・旧地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」	78
IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの	79
・ 別表二「同族会社等の判定に関する明細書」	79
・ 別表五(一)付表「種類資本金額の計算に関する明細書」	79
・ 別表十一(一)「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	79
・ 別表十一(一の二)「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	80
・ 別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	80
・ 別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	81
・ 別表十六(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	81
・ 別表十六(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	82
・ 別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」	82
V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方	84
・ 個別帰属額等の一覧表	84
・ 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書	86
・ 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	90
VI 参 考	92
VII 中小連結法人の判定等	102

## 略 語

法	法人税法（昭40法律第34号）
令	法人税法施行令（昭40政令第97号）
規則	法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
地方法	地方法人税法（平26法律第11号）
地方規則	地方法人税法施行規則（平26財務省令第22号）
措置法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平23法律第29号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令（平24政令第16号）
令和2年旧法	令和2年改正前の法
令和2年旧地方法	令和2年改正前の地方法
令和2年旧措置法	令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法
令和2年旧令	令和2年6月改正前の令
令和2年旧措置法令	令和2年6月改正前の措置法令
令和2年旧規則	令和2年6月改正前の規則
令和2年旧措置法規則	令和2年6月改正前の措置法規則
令和2年旧震災特例法	令和2年改正法第23条の規定による改正前の震災特例法
新信託法	信託法（平18法律第108号）

(注) 1 この手引は、令和4年4月1日以後に終了する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表等に対応しています。

2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（令和2年旧措置法68の8）をはじめとする法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付する必要があります。

適用額明細書の記載方法については、国税庁ホームページ（[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tekiyougaku/renketsu\\_r04.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tekiyougaku/renketsu_r04.htm)）に「租特透明化法に基づく『適用額明細書の記載の手引（連結法人用）』」を掲載していますので御参照ください。